

福岡県電子処方箋導入促進費補助金

よくある質問

1. 補助対象者について

Q 1 どのような施設が補助の対象となりますか？

A 1 令和7年9月30日までに導入完了し、国（社会保険診療報酬支払基金）の電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けた保険医療機関（医科、歯科）、保険薬局が補助の対象となります。

Q 2 令和6年度中に国の補助金の交付決定を受けて、電子処方箋を運用開始していますが、昨年度中に県の補助金の申請が間に合いませんでした。令和7年度の県の補助金は申請可能ですか？

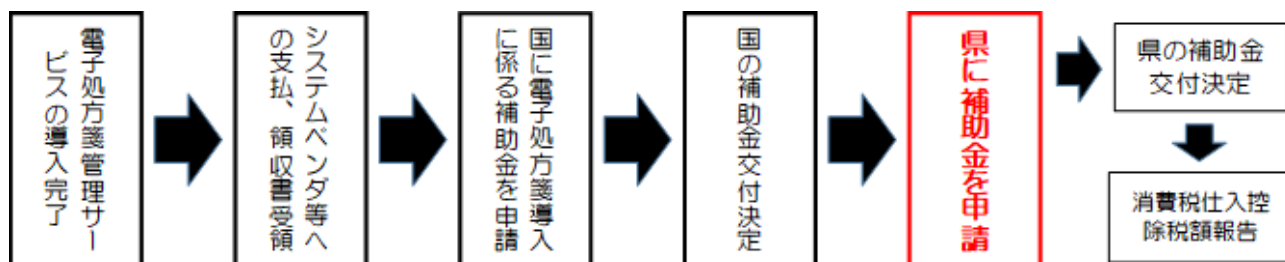
A 2 既に電子処方箋管理サービスを導入して、国の補助金の交付決定を受けた施設であれば、県の補助金は申請可能です。

2. 補助金交付申請について

Q 3 県の補助金交付申請手続きは、どのように進めればよいですか？

A 3 電子処方箋管理サービス導入後、システムベンダ等に費用を支払った上で、まずは国（社会保険診療報酬支払基金）に電子処方箋管理サービスに関連する補助金を申請し、交付決定を受けてください。その後、必要書類を添付して県の事務局に申請してください。

【電子処方箋管理サービス等関係補助金の申請の流れ】



Q 4 県の補助金の補助率、補助上限額はどのようになっていますか？

A 4 県の補助金の補助率、補助上限額は下記のとおりです。なお、②追加機能部分のうち（院内処方機能）については県の補助対象ではありません。

申請区分	県補助金	大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	診療所	薬局
①基本機能部分 (従前補助)	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	811,000円	543,000円	97,000円	97,000円
②追加機能部分 ※既に基本機能を導入している施設	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	226,000円	167,000円	61,000円	64,000円
③基本機能+追加機能部分 ※同時導入	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	1,003,000円	676,000円	135,000円	138,000円

【参考】令和7年度の国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金の補助率、補助上限額。

国による導入費用の補助		大規模病院	病院	診療所	大型チェーン薬局	薬局
I C T 基 金	基本機能部分	162.2万円を上限に補助 ※事業額の486.6万円を 上限に、その1/3を補助	108.6万円を上限に補助 ※事業額の325.9万円を 上限に、その1/3を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を 上限に、その1/2を補助	9.7万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を 上限に、その1/4を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を 上限に、その1/2を補助
	基本機能+追加機能部分 (リフィル処方箋等)	200.7万円を上限に補助 ※事業額の602.2万円を 上限に、その1/3を補助	135.3万円を上限に補助 ※事業額の405.9万円を 上限に、その1/3を補助	27.1万円を上限に補助 ※事業額の54.2万円を 上限に、その1/2を補助	13.8万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を 上限に、その1/4を補助	27.7万円を上限に補助 ※事業額の55.3万円を 上限に、その1/2を補助
	追加機能部分 (リフィル処方箋等)	45.2万円を上限に補助 ※事業額の135.6万円を 上限に、その1/3を補助	33.3万円を上限に補助 ※事業額の100万円を 上限に、その1/3を補助	12.3万円を上限に補助 ※事業額の24.5万円を 上限に、その1/2を補助	6.4万円を上限に補助 ※事業額の25.6万円を 上限に、その1/4を補助	12.8万円を上限に補助 ※事業額の25.6万円を 上限に、その1/2を補助
	追加機能部分 (院内処方機能)	55.0万円を上限に補助 ※事業額の165.0万円を 上限に、その1/3を補助	39.3万円を上限に補助 ※事業額の117.9万円を 上限に、その1/3を補助	10.8万円を上限に補助 ※事業額の21.5万円を 上限に、その1/2を補助	1.5万円を上限に補助 ※事業額の6.0万円を 上限に、その1/4を補助	3.0万円を上限に補助 ※事業額の6.0万円を 上限に、その1/2を補助
機能拡充・促進事業		※リフィル処方箋等：リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧、マイナンバーカードによる電子署名対応、処方箋ID検索				

Q 5 国（社会保険診療報酬支払基金）と県の補助金を両方申請することは可能ですか？

A 5 電子処方箋管理サービスに関連する補助金については、国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金と県の補助金を合わせて受け取ることが可能です。

Q 6 県の補助金について、国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金が交付されたところに機械的に行われるものですか？それとも、改めて県に対して申請を行う必要がありますか？

A 6 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金と県の補助金は別制度となるため、改めて県に対する補助金交付申請が必要となります。

Q 7 国（社会保険診療報酬支払基金）の電子処方箋管理サービスに関連する補助金の概要を知りたい。

A 7 下記のホームページをご確認ください。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010040

Q 8 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助率、補助上限額はどのようになっていますか？

A 8 Q 4 の参考のほか、下記のホームページをご確認ください。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010040

Q 9 国（社会保険診療報酬支払基金）と県の補助金を合わせて受け取った場合、導入費用に対する財政的支援全体の割合はどのくらいになりますか？

A 9 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金と県の補助金を合わせて受け取った場合、導入費用に対する財政的支援全体の割合は最大で、病院：1／2、診療所・薬局（大型除く）：3／4、大型チェーン薬局：1／2です。

Q10 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金申請では施設ごとだけでなく、事業者一括申請を行うことができましたが、県の補助金も一括申請を行うことができますか？

A10 県の補助金では一括申請を行うことはできませんので、保険医療機関や保険薬局の施設ごとに申請書を作成し、添付書類を添えて郵送にて提出してください。なお、同一開設者において、複数施設分の申請書や添付書類を作成し、まとめて郵送することは妨げませんが、申請書や添付書類の混在等による提出不備の防止や、円滑な審査業務実施の観点から、施設ごとに区別して提出してください。

Q11 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金申請では事業者一括申請を行ったため、複数の施設をまとめた領収書を添付しましたが、県の補助金申請では事業者一括申請を行うことができないため、どのような資料を添付すればよいですか？また、申請書に記載する事業費は、どのように記載すればよいですか？

A11 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金において事業者一括申請を行った場合、1施設ごとに補助額を算定の上、一括申請者に1施設ごとに作成した交付決定通知書が発行されているため、県の補助金申請においては、1施設ごとの補助額算定の基となった事業費を記載するとともに、国の補助金申請に添付した資料の写しを提出してください。

Q12 大規模病院は病床数が200床以上の病院とのことですが、病床数とは許可病床数のことですか？

A12 電子処方箋管理サービスに関連する補助金の場合は、病床数とは許可病床数を指します。

Q13 医科、歯科併設の場合、医科、歯科それぞれで補助金の申請を行わないといけませんか？

A13 医科、歯科それぞれに対応いただく必要があります。

Q14 医科・歯科の2つの医療機関コードを持つ医療機関（医科・歯科併設医療機関）が共通でネットワーク等の改修を行った場合は、医科と歯科の費用をどのように分けて補助金の交付申請をすればよいですか？

A14 国（社会保険診療報酬支払基金）の申請と同様に、医療機関における実情に応じ按分して申請してください。また、按分方法と按分額等が確認できる資料を併せて提出してください。なお、申請書の事業費には、それぞれ按分した額を記載してください。

Q15 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金申請では、薬局について「大型チェーン薬局（グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局）」と「薬局（大型チェーン薬局以外）」に区分が分かれています、県の補助金申請では、そのような区分分けは生じないのですか？

A15 県の補助金では、「大型チェーン薬局（グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局）」及び「薬局（大型チェーン薬局以外）」のいずれも補助率と補助上限額に差がないため、薬局の区分分けは行っていない。

Q16 申請区分「①基本機能のみ」、「②追加機能のみ」、「③基本機能と追加機能の同時導入」の違いは何ですか？

A16 申請区分①②は、既に電子処方箋の導入を進めている事業者を対象としたものであり、申請区分①は既存システムの改修や周辺機器の初期導入等に係る経費、申請区分②は既に基本機能を導入している施設が令和6年度以降に新機能を追加した場合の経費を助成するものとなります。

申請区分③は、令和6年度以降に新たに電子処方箋の導入を行う事業者を対象としたものであり、基本機能と追加機能を同時に導入する場合のシステム改修等に係る経費を助成するものとなります。

Q17 県の補助金に申請する場合に、申請区分「①基本機能のみ」、「②追加機能のみ」、「③基本機能と追加機能の同時導入」のどの区分で申請を行えばよいですか？

A17 令和4年度及び令和5年度に国（社会保険診療報酬支払基金）に対して補助金交付申請を行った施設は、申請区分「①基本機能のみ」での申請となります。

また、令和6年度以降に国（社会保険診療報酬支払基金）に対して補助金交付申請を行った施設は、国の補助金交付申請時に選択した申請区分と同じ区分で申請してください。

なお、社会保険診療報酬支払基金から交付された補助金交付決定通知書の題目（タイトル）により、申請区分を確認することが可能です。

【補助金交付決定通知書の見分け方（交付決定時期により題目（タイトル）が異なります）】

○申請区分「①基本機能のみ」の場合

- ・「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書」
- ・「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書（初期導入のみ）」
- ・「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書（令和 年月導入分）（初期導入のみ）」

○申請区分「②追加機能のみ」の場合

- ・「電子処方箋管理サービスの新機能の導入に必要となるシステム改修等に係る助成金交付決定通知書」
- ・「電子処方箋管理サービスの新機能の導入に必要となるシステム改修等に係る助成金交付決定通知書（令和 年 月導入分）（新機能（リフィル処方箋等）の導入）」

○申請区分「③基本機能と追加機能の同時導入」の場合

- ・「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書（初期導入と新機能の同時導入）」
- ・「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書（令和 年 月導入分）（初期導入と新機能（リフィル処方箋等）の同時導入）」

Q18 県の補助対象となる追加機能とは、具体的にどのような機能ですか？

A18 電子処方箋管理サービス導入に関するシステムベンダ向け技術解説書に掲げられた以下の新機能を指します。

- ・リフィル処方箋
- ・口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧
- ・マイナンバーカード署名
- ・処方箋 ID 検索
- ・調剤結果 ID 検索（保険薬局の場合のみ）

Q19 申請方法と申請期限を教えてください。

A19 申請書に必要な添付書類を添えて、事務局まで郵送で提出してください。なお、申請書に署名又は押印が必要ですので、申請方法は郵送のみとなります。また、申請期限は令和8年1月30日事務局必着となります。

Q20 県の補助金交付申請のために必要な書類は何ですか？

A20 申請書（署名又は押印が必要）に下記の添付書類を添えて事務局あて郵送してください。

- ①電子処方箋管理サービス導入に関する領収書（写し）及び領収書内訳書（写し）
※社会保険診療報酬支払基金に提出した書類（対象事業費が確認できるもの）
- ②支払基金から発行された電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金交付決定通知書（写し）
※「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書」（写し）又は「電子処方箋管理サービスの新機能の導入に必要となるシステム改修等に係る助成金交付決定通知書」（写し）
- ③振込先の通帳の見開きページ（写し）
※フリガナ、口座番号等が確認できるページ

Q21 振込先口座の指定はありますか？

A21 振り込みが可能な口座であれば特に指定はありません。

Q22 県の補助金について、どのような経費が対象となりますか？

A22 国（社会保険診療報酬支払基金）と同様の考え方となります。詳しくは、下記のホームページをご確認ください。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010040

Q23 電子処方箋管理サービス導入後に生じるランニングコスト（修理費用を含む）は補助対象になりますか？

A23 国（社会保険診療報酬支払基金）と同様に、電子処方箋関係補助金については、電子処方箋管理サービスを導入するために発生した費用が対象となりますので、導入後に発生した費用（ランニングコスト・修理費用含む）は補助金交付対象外となります。

Q24 補助限度額の範囲内で複数回に分けて補助金を申請することはできますか？

A24 電子処方箋管理サービスの導入に係るすべての事業を完了した後、一度に申請いただくことになりますので、複数回の申請はできません。

ただし、申請区分①「基本機能のみ」で県に補助金を申請した後、「追加機能」を施設に導入し、国（社会保険診療報酬支払基金）に申請区分②「追加機能のみ」で補助金申請を行い、交付決定を受けた場合は、別途、県に対して申請区分②「追加機能のみ」の申請が可能です。

Q25 法人所在地は福岡県内にあり、他県において保険医療機関・保険薬局を開設していますが、他県では電子処方箋管理サービスに関連する補助金事業を実施していないため、福岡県の補助金として申請することは可能ですか？

A25 この補助金は福岡県内に所在する保険医療機関・保険薬局を対象としており、開設法人の所在地が県内にあったとしても、他都道府県に所在する保険医療機関等は対象としておりませんので、申請することはできません。

Q26 県の補助金の交付の条件となっている周知広報資材（ポスター）の掲示やアンケートはどのようなものですか？

A26 電子処方箋に関する取組については、厚生労働省の作成した啓発ポスターを医療機関又は薬局内で掲示していただきます。当該ポスターは県の補助金交付決定通知書に同封されます。また、今後県がアンケート調査を実施する際には協力等を依頼する場合があります。

Q27 県の補助金の交付を受けた後に、何か事後手続きを行う必要はありますか？

A27 「福岡県電子処方箋導入促進費補助金交付要綱」第10条において、事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む）は、速やかに県知事に報告することが求められています。

手続きの詳細については、下記のホームページを参照ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/denshishohousen-shiirekoujo.html>

Q28 県の補助金について、予算額に上限があると思われますが、予想以上に申請が殺到し、予算額が上限に達してしまった場合に、途中で補助金申請が終了するおそれはないですか？

A28 県の補助金の予算上限に達した場合は、期限内であっても受付を終了する場合があります。

3. 補助金交付申請の受付期間について

Q29 県の補助金交付申請の受付開始はいつからですか？また、申請期限はいつまでですか？

A29 県の補助金交付申請は令和7年5月26日から受け付けます。申請期限は令和8年1月30日事務局必着となります。なお、例え期限内の申請であったとしても令和7年9月30日までに導入完了できなかった場合は対象外となります。

Q30 県の補助金の申請期限である令和8年1月30日に間に合わせるためには、国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金は、いつまでに申請すればよいか？

A30 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金手続きに約2カ月程度の時間を要するようですので、遅くとも令和7年11月末までに国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金交付申請を行う必要があります。なお、予算上限に達した場合は、上記期限より前に受付終了する場合があります。

Q31 県の補助金について、申請期限が延期される予定はないですか？

A31 令和7年5月時点では、申請期限を延期する予定はありません。

Q32 申請書を提出してから、どのくらいで補助金が交付されますか？

A32 申請書の記載内容や添付書類の確認を行い、不備がない場合は、翌月末までに申請書に記載の振込先へ補助金を振り込みます。なお、申請してから2か月を超えても振り込みが確認できない場合は、恐れ入りますが事務局までお問い合わせください。

Q33 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金と、県の補助金の申請期限が異なるのはなぜですか？

A33 県の補助金は、厚生労働省が実施する「医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）」を財源としており、令和7年度の単年度事業であることから、委託業者も含めて全ての支払いを令和7年度中に実施する必要があるため、それらの手続きに要する期間を考慮して、申請期限を令和8年1月30日と設定しております。

Q34 国（社会保険診療報酬支払基金）に対して電子処方箋管理サービスに関連する補助金の申請を行っていますが、未だ補助金交付決定通知書が届きません。県の補助金の申請期限である令和8年1月30日に間に合わないため、添付書類が揃わない状態で、県の補助金に申請することは可能ですか？

A34 県の補助金の補助交付要件として、令和7年9月30日までに導入完了し、国（社会保険診療報酬支払基金）の電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けた施設である必要があります。県の補助金に申請した時点で添付書類が揃っておらず、国（社会保険診療報酬支払基金）の電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けた施設であることが確認できない場合は、補助交付要件を満たしていないものとして不支給と判断します。